総　合　評　価　書

警察改革の推進

（抄）

平成１７年１２月
国家公安委員会・警察庁

課題１　警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

【評価の対象とした政策の名称】　４　公安委員会の管理機能の充実と活性化

（政策所管課：人事課）

１　政策の内容

警察の行う監察をチェックする機能の強化

（警察に対して、監察の実施状況を公安委員会に報告することを義務付けるとともに、公安委員会は、監察について必要があると認めるときは具体的又は個別的な指示ができる旨規定することにより、公安委員会の管理機能の充実と活性化を行い、国民の信頼回復を図る。）

２　**実施事項**

(1)　平成12年１月、監察に関する規則を制定し、警察庁長官並びに警視総監及び道府県警察本部長は、毎年度監察実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告するとともに、監察実施状況を報告しなければならないこととした。

(2)　平成12年の警察法改正により、国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、監察について必要があると認めるときは、それぞれ警察庁又は都道府県警察に対して具体的又は個別的な事項にわたる指示ができることとした。

(3)　平成12年の警察法改正により、警視総監及び道府県警察本部長に、都道府県警察職員の懲戒事由に係る事案について都道府県公安委員会への報告義務を課した。

３　効果の把握の手法及びその結果

(1)　公安委員会に対する監察の実施状況等の報告

警察庁長官並びに警視総監及び道府県警察本部長は、監察に関する規則に従い、監察実施計画については年度当初に、監察の実施状況については四半期ごとに１回以上、公安委員会に報告を行っている。

（事例）

国家公安委員会に監察の実施状況の報告を行った際、監察の結果、不十分な点や改善すべき点を指摘された府県の警察本部長に対しては、監察の結果に十分目を通し、責任を自覚するとともに、その認識を部下に周知するなどして、監察の結果を非違事案防止にいかすよう、更に指導すべきである旨の指摘があった。

(2)　監察の指示の実施状況

ア　平成13年４月、神奈川県公安委員会は、不祥事案の再発防止の一層の徹底を図るため、人事管理、教育、身上把握、組織の士気高揚等の諸事項について監察を行い、その結果を報告するように神奈川県警察に指示した。

神奈川県警察においては、その指示に従って監察を実施し、その結果を13

年９月に同公安委員会に対して報告した上、その後１年の進ちょく状況について、14年10月に報告した。

イ　平成13年７月、奈良県公安委員会は、奈良県警察において幹部職員を含む複数の警察職員が長期間にわたり私企業の関係者との間で違法・不当な関係を続けていたという不祥事が発生したため、本事案の問題点を踏まえ、人事管理、業務管理、身上把握及び倫理教育の諸事項について監察を行い、その結果を報告するよう奈良県警察に指示した。奈良県警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について13年11月に同公安委員会に対して報告した。

ウ　平成16年３月、北海道公安委員会は、７年５月及び９年９月の北海道旭川中央警察署における予算執行が適正でなかったことが明らかとなったことから、近年の予算執行について特別調査を行うとともに、この種事案の絶無を期するため、会計経理の手続、会計監査、業務管理、予算執行に関する教養等の諸事項について監察を行い、特別調査の結果とともに改善方策について報告するよう北海道警察に指示した。北海道警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について16年12月に同公安委員会に対して報告した。

エ　平成16年４月、福岡県公安委員会は、福岡県警察本部銃器対策課における予算執行が不適正であったことが認められたことから、本件事案の問題点を踏まえ、会計経理の適正化と一日も早い県民の信頼回復を期すため、全警察署及び警察本部全部署の10年度から15年度までの間の捜査（報償）費等の執行状況並びに会計検査の在り方及び会計経理に関する業務手続について監察を行い、その結果と改善方策を報告するよう福岡県警察に指示した。福岡県警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について16年12月に同公安委員会に対して報告した。

(3)　懲戒事由に係る報告

警視総監及び道府県警察本部長は、都道府県公安委員会に対し、都道府県警察の職員が職務遂行に当たり法令等の規定に違反した場合等、懲戒事由に係る事案の報告を行っている。

（事例）

警察官の失踪事案について報告がなされた際、委員から動機の解明の必要性について指摘があり、この指摘を受け、所要の調査を行った。

4　評価の結果

(1)　効果

ア　公安委員会に監察実施計画及び監察の実施状況を報告することにより、公安委員会の監察をチェックする機能の実効性が確保されている。また、懲戒事由に係る事案の報告により、公安委員会による管理機能の充実が図られている。

イ　警察庁又は都道府県警察を第三者的立場から監督する国家公安委員会又は

都道府県公安委員会の発意により、具体的又は個別的な事項にわたり、都道府県警察に所要の監察を実施させることができるようになったところ、これまでの４道県公安委員会が監察の指示を発出し、当該指示に基づく監察が実施されるとともに、公安委員会が指名する委員により当該監察の実施状況の点検が行われるなど、公安委員会の監察点検機能が強化された。

(2) 改善等を要する事項

引き続き、公安委員会に対する報告を適時適切に行う必要がある。

課題１　警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

【評価の対象とした政策の名称】　４　公安委員会の管理機能の充実と活性化

（政策所管課：国家公安委員会会務官）

１　政策の内容

(1)　補佐体制の確立

（補佐体制を確立することにより、公安委員会の審議の活発化を図り、公安委員会の役割である「警察に対する管理」の機能を充実させる。）

(2)　「管理」概念の明確化

（「管理」概念を明確化することにより、公安委員会の役割を明確にし、警察庁や都道府県警察からの報告等が適切になされるよう図る。）

(3)　公安委員会委員の任期の制限

（公安委員会委員の任期を制限することにより、豊富な経験と高い識見を有する者の中から幅広く適任者を求め、公安委員会と警察との間の緊張関係を担保することにより、公安委員会の審議の活発化を図る。）

２　実施事項

(1)　平成13年４月、警察庁長官官房に課長級の国家公安委員会会務官を新設するなど、国家公安委員会及び都道府県公安委員会の補佐体制を強化した。

(2)　平成12年12月、国家公安委員会運営規則の改正を行い、都道府県公安委員会においても公安委員会運営規則等の改正を行い、「管理」概念を明確化した。

(3)　平成12年の警察法の一部改正により、国家公安委員会委員については１期５年の２期まで、都道府県公安委員会委員については１期３年の３期までとする委員の再任制限に係る規定を置いた。

３　効果の把握の手法及びその結果

(1)　補佐体制の確立状況

ア　国家公安委員会

平成12年１月末　　５人

平成17年４月　　13人

イ　都道府県公安委員会（合計）

平成12年１月末　　117人

平成17年６月　　216人（公安委員会補佐室等を設置）

(2)　公安委員会運営規則等の改正による「管理」概念の明確化

国家公安委員会及びすべての都道府県公安委員会において、公安委員会運営規則等を改正し、「管理」概念を明確化した。

注：国家公安委員会による警察庁の管理とは、国家公安委員会が警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう警察庁に対して事前事後の監督を行うことと解釈されている（都道府県公安委員会

についても同様である)。この概念を明確化するため、国家公安委員会運営規則の改正により第２条に第２項から第５項までを追加し、国家公安委員会の管理権限に関しその行使の態様を明確に規定した（別添資料参照)。

(3)　都道府県公安委員会委員の構成

ア　任期別構成

再任制限により、新たに任命された１期目の委員が増加している。

	12年１月	17年４月
１期目	71人（41%）	94人（53%）
２期目	60人（34%）	59人（33%）
３期目	30人（17%）	26人（15%）
４期目以上	14人（８%）	－

イ　年齢別構成

50歳代以下の委員の数が２倍以上に増加し、委員の平均年齢も2.0歳低下している。

	12年１月	17年４月
50歳代以下	14人（８%）	30人（17%）
60歳代	90人（51%）	98人（55%）
70歳代以上	71人（41%）	51人（29%）
平均年齢	67.9歳	65.9歳

ウ　性別構成

女性委員数が2.5倍となっている。

	12年１月	17年４月
男性	162人（93%）	147人（82%）
女性	13人（７%）	32人（18%）

エ　職業別構成

より幅広い分野から任命されている。

	12年１月	17年４月
経済界	114人（65%）	88人（49%）
教育界	10人（６%）	27人（15%）
医師	23人（13%）	17人（９%）
法曹	８人（５%）	14人（８%）
その他	20人（11%）	33人（18%）

(4)　公安委員会の活動状況

ア　定例会議における審議の活発化

(ｱ)　国家公安委員会

国家公安委員会の定例会議は、平成12年以前から週１回開催されていたが、平均会議時間は、11年の１時間15分から16年には２時間30分と大幅に増加している。また、16年には週約2.5回活動し、委員間の意見交換や勉強会の定期開催を行い、重要案件について、委員から警察庁に対し事前説明を求め、会議の充実を図っている。

○　会計経理の不適正事案への対応状況

国家公安委員会は、北海道警察、静岡県警察等における会計経理の不適正事案を受け、警察庁より適時報告を求め、事案の早期解明及び会計経理の一層の適正化の推進について指示するとともに、会計監査に関する規則を制定するなどの措置を行った。

(ｲ)　都道府県公安委員会

会議を月４回以上開催している公安委員会の数は、平成12年は19であったが、16年は29に増加している。平均会議時間は、12年は１時間49分であったが、16年は２時間27分と大幅に増加している。また、定例会議の案件について主管課等から事前に説明を受けたり、定例会議とは別に委員相互の意見交換を行うなど、審議の活発化のための取組みが行われている。

具体的には、例えば、

・　不適正事案の発生に際して臨時会議を開催し、再発防止策等を議論
・　公安委員会の業務推進目標を策定
・　事件関係者の心情に配意した捜査を指示

するなど、会議が活発化している。

○　監察の指示の実施状況

非違事案や会計経理の不適正事案の発生に際し、神奈川県（平成13年４月）、奈良県（13年７月）、北海道（16年３月）及び福岡県（16年４月）において、公安委員会は、警察法第43条の２第１項の規定に基づく監察の指示を行った。

ｲ　公安委員会の会議以外の活動

(ｱ)　国家公安委員会

従来、委員は週１回開催される定例会議に出席することが通常であったが、平成16年は、49回開催された定例・臨時会議への出席に加え、会議以外の活動を１人平均81.2日行っている。

具体的には、例えば、

○　警察庁各局部課との意見交換
○　都道府県公安委員会委員との意見交換
○　都道府県警察の活動現場の視察
○　警察大学校での講話

を行っている。

(ｲ)　都道府県公安委員会

委員の会議以外の活動日数は、平成12年の39.6日から、16年には57.2日に増加している。

具体的には、例えば、

○　事件、事故、災害現場等の視察
○　警察署、交番、駐在所等の視察・督励
○　第一線の警察職員との意見交換
○　警察署協議会への陪席、都道府県教育委員会との意見交換

を行っている。

ウ　国家公安委員会においては、会議内容を会議後３週間を目途に、発言者名とその発言内容等について、国家公安委員会のウェブサイトにおいて公表している。一方、都道府県公安委員会においては、会議の内容を案件名のみしか掲載していない、委員の発言内容等の記載がないなど、公安委員会の活動内容を県民に理解してもらうためには不十分と認められるものが多く、また、ウェブサイトの更新に長期間を要しているものが散見された。

4　評価の結果

(1)　効果

ア　公安委員会の補佐体制が強化されるととさもに、委員の管理機能強化に関する意識が高まったことなどにより、会議の開催時間や開催回数が増加するなど、審議の充実が図られている。また、会議以外の活動も活発に行われており、公安委員会の第三者的管理機能の充実が図られている。

イ　委員の再任制限により、長期在任が解消されたほか、幅広い分野から委員が選任されている。

(2)　改善等を要する事項

ア　ほとんどの都道府県警察で公安委員会の開催回数が月３回以上となっているが、一部月２回の開催にとどまっている都道府県警察がある。今後とも、公安委員会の開催の充実を図るとともに、その審議を充実させるため、担当課等による事前の案件説明、委員のみの事前会議等の工夫を行う必要がある。

イ　各都道府県警察において公安委員会の補佐体制が強化され、平成12年１月には全国で117人であったものが、17年６月には216人に増加している。しかしながら、一部の都道府県警察において専従の補佐体制が整備されていないなど、補佐体制が不十分であるものが認められる。公安委員会の管理機能が十分に果たされるためには、補佐体制が充実していることが重要であり、補佐体制の強化に更に努める必要がある。

ウ　公安委員会の会議の内容の公表について、案件名のみであったり、委員の発言内容がないなど、公安委員会の活動内容を県民に理解してもらうためには不十分と認められる都道府県警察が多くあり、会議内容の公表を一層充実する必要がある。